一、運賃ノ低下シタル場合ハ船夫一同ノ承認ヲ得ルコト
一、船夫作業上負傷シタル場合ハ事業主全額ヲ支払フコト
一、船修繕ノ為メ休ムトキハ一日一円五十銭トスルコト
一、年中ノ日給ハ事業主例ノ如ク支払フコト
一、年ハ勤務中ノ手当ヲ支払フコト
然ルニ諸経費ハ除外ノ事務ヲ五月十六日ヨリ左ノ如ク協定シ落着セリ。
一、内賃金ハ左ノ標準ニ據ルコト
(イ)、六十円一隻 (ロ)、五十五円四隻 (ハ)、五十四円五隻
(ニ)、四十五円二隻
一、船夫ノ負傷ノ場合ハ治療費ヲ支払フコト
一、船員ノ給料ハ低下セサルコト

一、事業主ハ従業員ニ対シ約二百円ヲ支払フコト
一、四名ノ解雇ヲ承認スルコト
回 木村金物工場（ラジオ部金物）
所在地 大阪市北区角田町
労働者 四十名（内二三名解雇）
争議参加者 二九名（内一九名解雇）
争議原因経過
事業不振ノ為メ賃金ヲ低下シタルガ為ニ労働者ニ深刻ナル不満ヲ生ジタル所従業員ノ一部ニ於テ先ヅ賃金ノ低下ヲ拒否シ要求ヲ提出シタルモ到底応ゼラレズ従業者ハ交渉ノ末解雇セラレタルニ因リ五月十五日ヨリ争議化セリ。

財團法人協調會